

## 鑄込み工程

## 暑熱

健康障害防止対策	基本的方策	具体的方法	参考(関係法規)
作業環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ とりべ及び鑄込後の鑄型内の、溶融金属により加熱された空気を直接屋外に排出する。</li> <li>○ とりべ及び鑄込後の鑄型からのふく射熱の放射を減少させるための措置を講ずる。</li> <li>○ 鑄込み作業箇所を隔離する。</li> <li>○ 徐冷場所を隔離する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 溶融金属の運搬及び鑄込み作業場所には、レシーバー式キャノピー型、外付け式スロット型等のフードの局所排気装置を設置する。</li> <li>○ とりべの開口部をできるだけ小さくする。</li> <li>○ とりべの側面に岩綿を吹き付ける等の遮熱対策を講ずる。</li> <li>○ 溶融金属の運搬及び鑄込み作業を自動化する。</li> <li>○ 溶融金属の運搬及び鑄込み作業場所の周囲に耐熱スレート板等による遮熱用ついたて等を設置する。</li> <li>○ 暑熱を伴う作業は、隔離室を設け、遠隔操作で行う。</li> <li>○ 徐冷場所を隔離する。</li> <li>○ 徐冷コンベアにトンネル型のカバーを設け、内部を排気する。</li> <li>○ 鑄込み作業場所を別の建屋にするか、又は天井までの仕切壁等によって隔離する。</li> <li>○ 作業者の作業位置に清浄かつ、冷却した空気を供給(スポットクーリング)する。</li> </ul>	<p>(イ) 暑熱の屋内作業場で有害のおそれがあるものについては、冷房、通風等適当な温度調節措置を講ずる。 (安衛則第 606 条)</p> <p>(ロ) 屋内作業場に多量の熱を放射する溶融炉等があるときは、加熱された空気を直接屋外に排出し、又はその放射するふく射熱から労働者を保護する措置を講ずる。 (安衛則第 608 条)</p>

健康障害防止対策	参 考 ( 関 係 法 規 )
作業環境測定の実施	溶融金属の運搬又は鑄込みの業務を行う屋内作業場について、作業環境測定を実施する。 (安衛則第 587 条)
保護具の備付け	著しく暑熱な場所における業務においては、保護衣等適切な保護具を備える。 (安衛則第 593 条)